

高江ヘリパッド訴訟不当判決に抗議する

2012年3月15日 日本平和委員会

那覇地裁は、3月15日、米軍ヘリパッド建設に抗議する東村高江の住民2人に国が通行妨害の禁止を求めた裁判で、「被告」とされた2人のうち1人（伊佐真次氏）について、通行妨害禁止を命じる不当な判決を下した。

これは、国民の「平和のうちに生存する権利」（憲法前文）や、生命、自由、幸福追求の権利（13条）、国民の請願権（16条）、言論・表現の自由（21条）を保障した憲法に反し、国の不当な政策に対する住民の正当な抗議行動を違法行為として弾圧することに手を貸すものである。住民の活動を脅す「スラップ訴訟」（苦痛を与えることを目的とする報復的訴訟）であることへの判断の回避を含め、司法部の中にある日米同盟に対する卑屈な傾向を示すものであり、断固抗議する。

そもそも高江周辺へのヘリパッド建設は、住民との十分な話し合いもせず、住民の合意を得ることなく、政府が一方的・暴力的におしすすめようとしてきたものである。とりわけ、いま大問題になっているオスプレイの訓練については、政府は一切説明を行わなかった。これに対し、住民らは抗議し、納得いく話し合いを求めてきたものである。その抗議は、徹底して非暴力を貫いてきた。その先頭に立ってきたのが伊佐真次氏である。こうした正当な国民の政府の横暴に対する異議申し立ての行動を、「通行妨害」などとして禁止を命じることは、断じて許されない。

我々は、国民の正当な権利を守るためにも、この不当な判決に抗議し、伊佐真次氏の勝利をかちとるため、今後とも共に闘う決意を表明するものである。また、住民生活と自然環境を破壊し、「平和のうちに生存する権利」を侵害する米軍ヘリパッド建設計画を撤回させるため、住民のみなさんとともに今後とも奮闘する決意を表明するものである。